

今回のプロゼミでは、いわゆるクラヴィス事件を取り上げます。消費者金融会社の受けたいわゆる過払金返還請求を巡る会計処理の公正処理基準該当性が争われた本件事案では、過年度に収受した制限超過利息の返還確定に関して更正の請求を認め得るかが争点となりました。具体的には、法人が制限超過利息収入を益金に算入して確定申告をしてきた中で、その後、かかる制限超過利息についての不当利得返還請求権が破産債権として確定した場合に、その制限超過利息の支払を受けた事業年度の益金の額を減額する処理を行い更正の請求をすることができると争点です。

過年度に計上した収益が無効になるなどして失われた場合の会計処理としては、当期において前期損益修正損を計上する方法と、過去に遡って損益を修正する方法の2つの処理が考えられるところ、本件事案ではそれらの会計処理の公正処理基準該当性の議論の上で、租税法上の論点として更正の請求を認め得るかが争われています。この事案では、地裁・高裁・最高裁のそれぞれが異なる判断枠組みを示しており、学説上も見解が対立しています。今回のプロゼミではそうした学説上の対立を深掘した上で、公正処理基準とは何か、更正の請求との関係性も踏まえて検討してみましょう！

本研究会は研修細則2条(7)の「その他の研修」として18時間まで税理士会への申請が可能です(認定を保証するものではありません)。

**次のご案内 第74回 プロゼミ**  
**日時** 令和5年6月17日(土)  
**会場** 都内会場予定(コロナ情勢に応じて)  
**テーマ** 未定

◆「プロゼミコース」とは、より深く租税法の解釈論を展開し、高度な理論に裏打ちされた実務への応用力を高めたいという専門的探究心に応える少人数制のゼミコースです。  
 ◆具体的には、毎回1つの事案を取り上げ、会員の発表をベースに議論を行います。酒井教授のポイントを押さえた分かりやすい解説で、さらなるレベルアップを目指します。

**【受講料】**

◆年会費18万円(月額1万5,000円)  
 ※プロゼミコースとスタンダードコースの両方を受講する場合は開催月のみ2万5,000円(非開催月は1万5,000円)

**【会員特典】**

◆プロゼミ研究会の無料参加(年間8回開催(2・3・5・8月は非開催月))  
 ◆公開セミナーの無料参加  
 ◆毎月1回の学習用講義動画配信(酒井克彦教授のオリジナル講義動画。40~60分程度)  
 ◆プロゼミ研究会欠席時の無料フォロー(動画配信)

**一般社団法人ファルクラム**

東京都世田谷区松原1-20-14-103 TEL: 03-6304-7491  
 HP: <https://fulcrumtax.net> E-mail: [jimu@ful-crum.info](mailto:jimu@ful-crum.info)



ファルクラムでは新型コロナウイルス感染防止策として、十分な換気と座席間隔確保を徹底するほか、会場入口でのアルコール消毒と検温を実施しています。安全な研究会開催のため、皆さまにおかれましてもマスク着用のご協力をお願い申し上げます。また、コロナ情勢に応じて研究会の日程や会場等を急遽変更する場合がございますので、HP等のご確認も重ねてお願い致します。

**マスク着用!**

**第73回**

**ファルクラム  
租税法研究会**

**プロゼミ**

**令和5年4月22日(土)**

**13:30~15:00**

**73回、74回**

**クラヴィス事件  
—前期損益修正と公正処理基準—**

講師 **酒井克彦** (ファルクラム代表・中央大学法科大学院教授)  
**白倉真純** (ファルクラム 首席主任研究員)

事案 **最高裁令和2年7月2日第一小法廷判決**  
 (民集74巻4号1030頁)

**お申込URL/QRコード**

<http://bit.ly/73pro-yes>



TKP 東京駅カンファレンスセンター  
 東京都中央区八重洲 1-8-16  
 新横町ビル 12F  
 東京駅 八重洲中央口 1分  
 大手町駅 自由通路経由 7分